

## 山梨県 I o T 推進ラボ（やまなし I o T ラボ）設置要領

### （目的）

第 1 条 少子高齢化に伴う労働力不足や、第 4 次産業革命に向けた産業構造の変化へ対応するため、「ものづくり」分野等への I o T、ビッグデータ、人工知能（ A I ）等（以下「 I o T 等」という。）の先進的技術の活用に向けた支援体制を構築するとともに、県内における I o T 等への取り組みを加速するため、山梨県 I o T 推進ラボ（通称「やまなし I o T ラボ」。以下「ラボ」という。）を設置する。

### （事業内容）

第 2 条 ラボは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （ 1 ） 本県の I o T 等活用推進方策の検討
- （ 2 ） 企業活動における I o T 等の活用に関する情報収集、意見交換
- （ 3 ） 企業活動における I o T 等活用推進、導入支援
- （ 4 ） その他必要な活動

### （組織）

第 3 条 ラボは、別表の会員をもって構成する。

- 2 座長は、山梨県産業労働部新事業・経営革新支援課長をもって充てる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループ等を設置することができる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の出席を求めることができる。

### （会議）

第 4 条 座長は、会議を招集し、これを主宰する。

### （事務局）

第 5 条 ラボの事務局は、山梨県産業労働部新事業・経営革新支援課が担当する。

### （その他）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は座長が別に定める。

附 則 この要領は、平成 2 9 年 1 0 月 4 日から施行する。

## 別表

構 成 員		備 考
特定非営利活動法人ITコーディネータ山梨		
一般社団法人Mt.Fujiイノベーションエンジン		
一般社団法人山梨県機械電子工業会		
一般社団法人山梨県情報通信業協会		
特定非営利活動法人山梨情報通信研究所		
山梨青年工業会		
特定非営利活動法人大学コンソーシアムやまなし		
株式会社山梨中央銀行		
甲府信用金庫		
都留信用組合		
山梨県民信用組合		
公益財団法人やまなし産業支援機構		
山梨県	県民生活部 私学・科学振興課	
	総務部 情報政策課	
	観光部 観光プロモーション課	
	農政部 農業技術課	
	産業労働部 産業政策課	
	産業労働部 企業立地・支援課	
	産業労働部 産業人材育成課	
	産業労働部 新事業・経営革新支援課	事務局